日弁連の機構・財政

組織

日弁連は自治組織として自律的に運営されています。

合議体の意思決定機関として、総会、代議員会、理事会および常務理事会があります(日本弁護士連合会会則34条・42条・59条・59条の3)。

役員として会長、副会長、理事、監事が置かれ、理事の中から若干人を常務理事としています。 (会 則 5 6 条)

その他、委員会として、「弁護士法」および「外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置 法」により設置を義務づけられた委員会、諮問機関として会則により設けられる常置委員会、必要に 応じ理事会の議決により設けられる特別委員会があります。

また、会務の補助機関として、事務総長の下に事務局が設けられています(会則82条の3)。

機構図

会	弁護士会(5 2	
員	会)	
	弁護士	
	弁護士法人	
	準会員	
	沖縄特別会員	
	外国特別会員	
	(外国法事務	
	弁護士・外国	
	法事務弁護士	
	法人)	
議	総会	日弁連の最高意思決定機関で、予算の議決会則の制定変更などの
決		重要事項を審議します
機関	代議員会	副会長理事監事の選任などについて審議します
1~,	常務理事会	各弁護士会の会則会規などの事項について審議します
	理事会	日弁連の規則制定、総会議案、各種意見書などの事項について審
		議します

	1			
役	会長	1名 (弁護士である会員により直接選挙 -任期 2 年)		
員	副会長	15名(任期1年)		
	理事	75名(任期1年)		
	常務理事	理事の中から若干名の常務理事を互選する (現在39名・任期1 年)		
	監事	5名(任期1年)		
委員会	法定委員会 常置委員会 特別委員会			
事	事務総長	1名		
務機	事務次長	7名		
構	総務部	総務課、情報システム・施設管理課、経理課、人事課		
	審査部	審查第一課、審查第二課、審查第三課		
	法制部	法制第一課、法制第二課		
	人権部	人権第一課、人権第二課		
	業務部	業務第一課、業務第二課、業務第三課		
	企画部	企画課、広報課、国際課		
	調査室	司法に関する調査研究を行います		
	広報室	マスコミへの発信・Webサイトの運営等、広報活動を行います		
	国際室	日弁連の国際活動に関する窓口となる業務を行います		
	人権救済調 査室	人権擁護委員会の人権救済活動のサポートを行います		
	日本司法支 援センター 対応室	日本司法支援センターについて日弁連として取り組むべき課題に 関し、施策立案のための調査・研究等を行います		
	研修・業務 支援室	弁護士向け研修の企画立案や業務分野の調査・研究・情報提供を 行います		
	日弁連総合 研修センタ ー	日弁連が行う研修について企画・運営等の実務を行います		
	司法調査室	2016年1月1日に司法改革調査室、法曹養成対策室、情報統		

		計室、立法対策室を統合して設置しました。司法制度、法曹養成
		制度、各立法課題に関する調査、研究等を行うとともに、各種統
		計調査の収集分析、弁護士白書の編集刊行を行います
刑事調査室 刑事司法制度および刑事司法に係る立法認		刑事司法制度および刑事司法に係る立法課題に関する調査・研究
		等を行います

2021年4月1日現在

執行部紹介

日弁連の会長・副会長・事務総長・事務次長は下記の一覧にてご覧いただけます。

日弁連 会長・副会長・事務総長・事務次長一覧表(2022年4月1日更新) (PDFファイル;2.6MB)

小林 元治	こばやし もとじ
伊井 和彦	いい かずひこ
松村 真理子	まつむら まりこ
菅沼 友子	すがぬま ともこ
芳野 直子	よしの なおこ
増子 孝徳	ましこ たかのり
福田 健次	ふくだ けんじ
矢倉 昌子	やくら あきこ
林 晃史	はやし こうじ
蜂須賀 太郎	はちすか たろう
下中 奈美	しもなか なみ
多川 一成	たがわ かずなり
吉田 瑞彦	よしだ みずひこ
秀嶋 ゆかり	ひでしま ゆかり
樋川 恒—	といかわ こういち
松尾 泰三	まつお たいぞう
谷 眞人	たに まさと
	伊井 和 眞 子 芳 増 福 矢 林 蜂 下 多 吉 秀 樋川 尾 神 原 の 一 三 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の

日本弁護士連合会: 日弁連の機構・財政

事務次長	畑中	隆爾	はたなか りゅうじ
	木原	大輔	きはら だいすけ
	松田	由貴	まつだ ゆき
	石井	邦尚	いしい くにひさ
	服部	千鶴	はっとり ちづる
	杉村	亜紀子	すぎむら あきこ
	下園	剛由	しもぞの たけよし

財政

日弁連の弁護士制度の最大の特色が弁護士自治にあることは言うまでもありませんが、このことは日 弁連の財政面においても確立されています。

日弁連が自主的に会活動を行うためには財政的に独立していなければなりません。そのため、日弁連の経費は会費、登録料、寄付その他の収入をもって支弁することになっており(日弁連会則91 条)、使途について外部から制約を受けることはありません。

なお、日弁連の年間予算は、2021年(令和3年)度の一般会計で約113億円ですが、繰越金を除く日弁連の諸収入のうち会費(月額12,400円)の占める割合が95%程度です。